

第1回 佐久市無居住家屋等対策協議会（議事録）

開催日時：平成29年3月17日（金）

午後3時～午後3時45分

開催場所：佐久市役所 8階大会議室

1 開会

2 委嘱書交付

3 会長挨拶

4 委員の自己紹介

5 事務局自己紹介

6 協議会の目的・役割及び協議会設置要綱について 資料1

7 議事

(1) 副会長の選任

会長である柳田市長より、建築に携わっており専門的な見識のある長野県建築士会佐久支部 柏木邦彦氏の選任について提案。

委員の拍手によって承認。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法について 資料2

(3) 佐久市の現状と今後の日程について 資料3

事務局より資料2と資料3、及び今後の日程について併せて説明。

【今後の日程】

次回協議会の日程 4月下旬～5月の予定。

目視調査と所有者への意向調査の結果について説明する予定。

平成29年度は、無居住家屋等の対策計画策定に向けて協議を行い、年度内中に公表する方向。

《質疑》

【委員】

意向調査については、返って来ない事例もあるかと思われるが、どれくらい戻ってくると想定していますか。

【事務局】

他県の情報では、5割～6割というデータがありますが、それらを参考に表現を柔らかくするなど工夫を凝らして作ったので、もっと戻ってくるのではないかと想定しています。

【委員】

隣の家が危ないなど、今すぐにでも代執行が必要な事例は、計画の策定とは別で対応する予定はありますか。つまり、計画の策定を待たずに緊急性がある事例について対応は可能でしょうか。

【事務局】

隣の家屋に被害があるのが明確であれば、庁内で議論しなければならないかと思いますが、予算をつけてでも計画の策定と並行して動きます。

【会長】

現状において、今にも危険が及ぶという事例はありますか。

【事務局】

そのような事例は何件かあり、それぞれ一つの案件について数回手紙を出すなどやり取りをしました。

2軒は壊していただいて、1軒については今後壊す予定、もう一軒は所有者の同意が得られない状況であります。

【会長】

できることは並行してやっているということによろしいでしょうか。

【事務局】

はい、並行してやっております。

【委員】

代執行の際に、立ち退かないといったような公務執行妨害にあたる事案は、警察へ依頼することも想定されますか。

【事務局】

特別措置法の中では、刑法、刑罰、罰金刑も謳われていますが、計画の策定以外にもそういった場面で、警察の皆様にご協力いただくこともあるかと考えています。

【副会長】

アンケートは送付済みですか。

【事務局】

はい。

【副会長】

アンケートの問2について、建築時期について触れられていますが、建物を再利用する場合でも、建築時期が昭和59年の新耐震基準以前か以降かに関わらず、木造耐震診断を行い補強する必要があるのでしょうか。それとも昭和59年以降の建物であれば、そのまま利用ができるのでしょうか。

それによっては、建物の改修を行う必要もあり、改修する場合は、かなりお金がかかることもありますので、昭和59年度の境目が気がかりであります。

【事務局】

当課にも技師がおりまして、アンケートの作成段階でもそのような話もありました。

アンケート送付後、空き家バンクの登録に関する反響も大きく、反響があったところに対しては聞き取り調査をした上で、空き家バンクの登録について推進していこうと考えています。

【会長】

他にもしご質問などございましたら、協議会問わず、建築住宅課へお問い合わせいただければと思います。

(4) その他

第2回目については、繰り返しになりますが、4月下旬から5月を想定しています。できるだけ早くご通知申し上げますのでよろしくお願いいたします。

8 閉会